

特定地域づくり事業協同組合の変更の届出

地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律（令和元年法律第64号）第5条第5項の規定により、次のとおり特定地域づくり事業協同組合の変更の届出がありましたので、同法第5条第6項の規定により公示します。

名 称	佐伯特定地域づくり事業協同組合
住 所	大分県佐伯市大字鶴望116番5
代 表 者 の 氏 名	小田 剛史
事 務 所 の 名 称	佐伯特定地域づくり事業協同組合
事 務 所 の 所 在 地	大分県佐伯市大手町三丁目7番26号 清家巧貴税理士事務所内204号
地 区	大分県佐伯市
事 業	組合員のためにする、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律に基づく特定地域づくり事業
認 定 年 月 日	令和 7 年 1 月 3 1 日
認 定 の 有 効 期 間 満 了 日	令和 1 7 年 1 月 3 0 日
職員をその職員をその地区外において事業を行う者の事業に従事させようとする場合における地域の範囲	なし
認 定 の 条 件	就業規則第28条のスポーツ振興休暇については、地域人口の急減に対処するための特定地域づくり事業の推進に関する法律の趣旨及び目的を踏まえた適切な運用とすること。